

広島県告示第六百九十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和三年七月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

中山西一丁目五地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を令和二年四月十三日広島県告示第四百七十六号（以下「告示」という。）で指定した線に沿つて結んだ線、標柱二号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

ただし、標柱一号及び二号は告示で指定した土地に存する標柱五号及び四号と同一とする。

市・区	町	大字	字	地番	標柱番号
広島市東区	中山西一丁目			二九九番七	標柱一号
				二九九番一	標柱二号及び六号
				六三番	標柱三号
				二九九番一 地先国有 林	標柱四号及び五号
				二九九番九	標柱七号